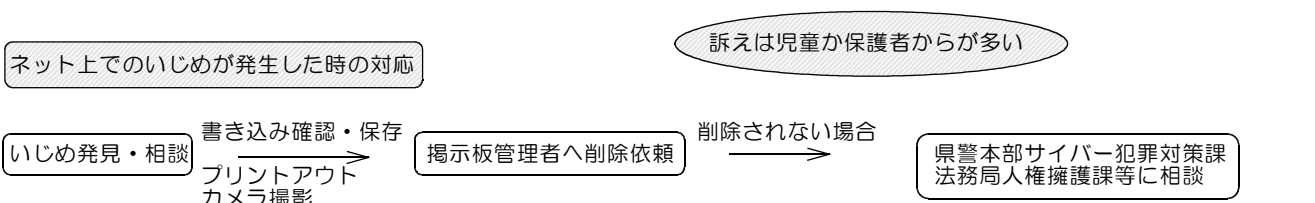
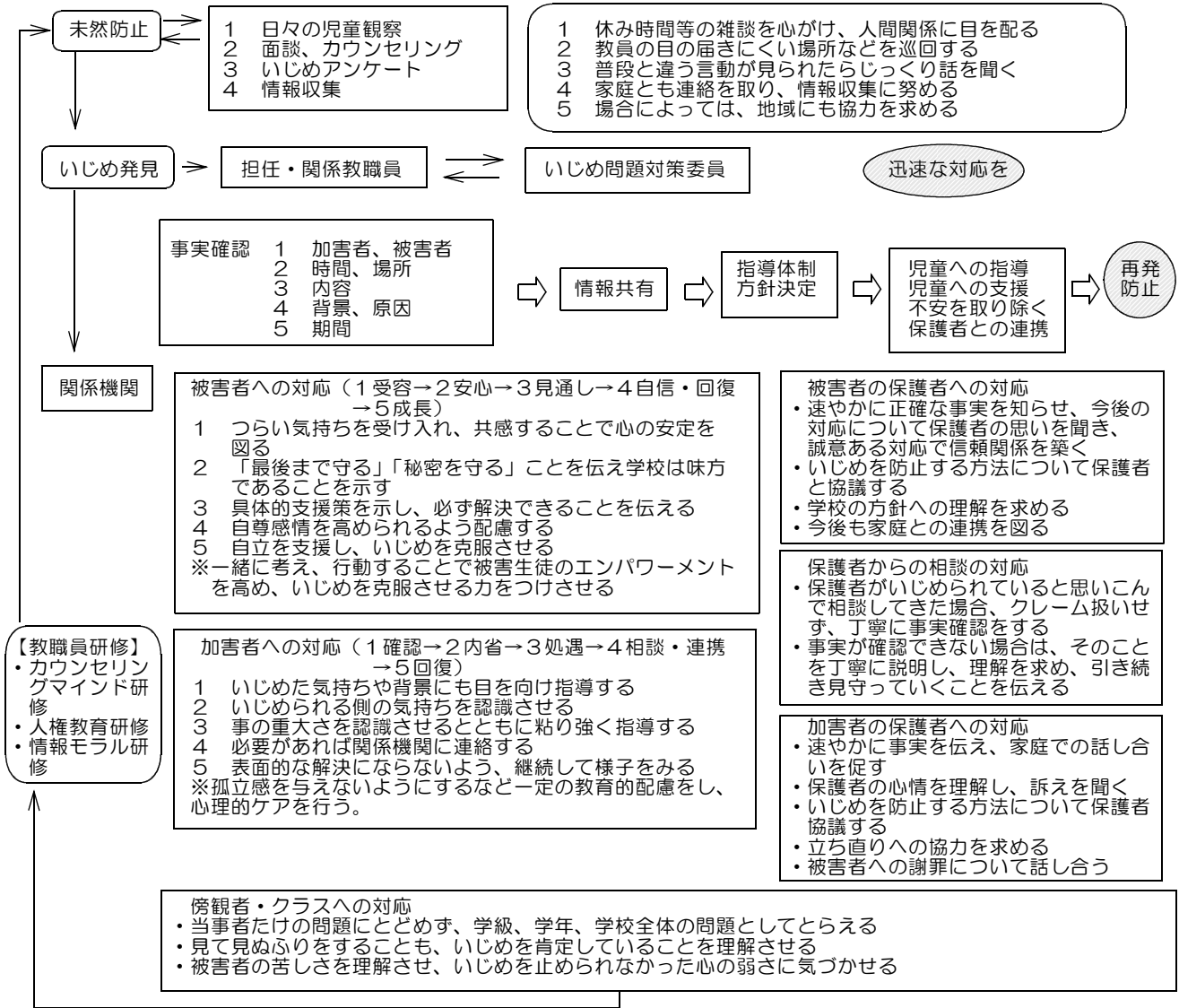


### Ⅲ 組織的対応

(別紙4)

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合にはいじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとりて抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。取り組みに当たっては迅速な対応をこころがけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。



☆児童への指導ポイント

- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
- 2 匿名で書き込んで、書き込みを行った個人が特定できること
- 3 インターネットを利用するにもマナーがあり、マナーを守ることによって自分へのリスクも回避されること

☆スマホの使用について…LINE等で書いた誹謗・中傷は一生消えずについてまわること、GPSの位置情報により犯罪に巻き込まれる可能性があること

いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案が発生した場合

- ・直ちに教育委員会に報告し、教育委員会の支援のもと、学校長がリーダーシップを発揮し、組織的に対応し事案の解決にあたる
- ・いじめられた児童または保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る
- ・被害児童及びその保護者への対応、関係機関との連携、保護者会の開催の有無など起こった事案に対する対応をする
- ・緊急時のマスコミ対応については管理職を窓口、「迅速性、同時性、均一性」を大切にして誠実な対応に努める
- ・スクールカウンセラー、保護司、人権擁護委員、警察など外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る